

第 16 回

定時株主総会 招集ご通知



www.livero.co.jp

開催日時

2025年3月28日（金曜日）午前10時
受付開始 午前9時30分予定
アクセス可能時刻 午前9時予定

開催場所

東京都港区芝公園三丁目5番4号
The Place of Tokyo 地下2階
The Banquet

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

- ・本総会は「ハイブリッド出席型株主総会」として開催いたします。本総会におきましては、当日会場にご来場いただけない株主様も、後記のインターネットの手段を用いた「バーチャル出席」の方法により、株主総会にご出席いただくことができます。
- ・株主総会のお土産のご用意はございません。

「株主の皆様へ」



株式会社リベロ代表取締役社長の鹿島秀俊と申します。

当社は、転居に関わる全ての法人・個人のお客様ニーズに対応した、新生活のサービスプラットフォーム事業を展開しております。具体的には社宅管理・お部屋探し・お引越し・ライフライン手配や、法人企業向け福利厚生サービス等、移転に伴う新生活関連サービスという幅広い市場をターゲットとしております。新生活において必要なサービスを提供している会社と、引越しをする転居者、並びに転居者を送り出す法人企業、世間にとって喜んでいただける「四方可よし」のプラットフォームを提供し、持続可能な社会の実現に取り組んでおります。

現在、当社サービスを導入いただいている法人企業は3,700社、不動産会社は1,300社、引越会社は150社を超えております。2021年の上場後、力を入れていたパートナーとの関係強化により、不動産業界では「社宅推進プロジェクト」を本格始動し、新サービス「ベネフィット社宅」の提供開始とともに更なる転貸戸数の獲得に取り組んでおります。引越業界では、全国各地の経営者による業界の課題解決に向けた「引越業界の未来をつくる会」(以下、「未来会」といいます。)の取り組みもスタートして、現在は150社以上の加盟会社が集まっております。未来会では、当社1社でできることよりも、150社以上の引越会社を巻き込み、収益改善、「引越し難民者」対策、社会貢献等を目的とした取り組みを積極的に行っております。

ESGに対する活動としては、当社の引越しプラットフォーム「HAKOPLA」で引越会社同士が作業のマッチングを行うことで、空きトラックの活用や配車の効率化(引越しトラックのシェアリングエコノミー)を促進する等、CO₂削減に向けた取り組みを行っております。また、女性が働きやすい職場を目指し、毎年就業環境を見直しており、現在の女性役員比率は25.0%、女性管理職比率は30.3%になります。育児休業取得率は男性50%・女性100%となっており、全員が復職し業務してもらえるように職務内容を調整しております。女性が働きやすい職場環境を整え、品質向上に妥協することなく挑戦を続け、新しいビジネスモデルを世に発信してまいります。

業界のゲームチェンジャーになれるよう、事業成長に邁進してまいりますので、ご支援のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

目次

第16回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
インターネットによる議決権行使のご案内	6
ハイブリッド出席型株主総会の開催方法と議決権行使に関するご案内	7
ハイブリッド出席型株主総会の運営について	9
株主総会参考書類	11
第1号議案 定款一部変更の件	11
第2号議案 取締役5名選任の件	12
第3号議案 監査役3名選任の件	15
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	17
事業報告	18
1. 企業集団の現況	18
2. 会社の現況	23
3. 剰余金の配当等の決定に関する方針	26
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告	31

◎当社は、法令及び定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を
書面交付請求された株主様に交付する書面には記載しておりませ
ん（これらの事項は、インターネット上の当社ウェブサイト及び
東証ウェブサイトに掲載しております。）。

当社URL：<https://www.livero.co.jp/ir/stock/meeting>

東証URL：<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

- 事業報告の「新株予約権等の状況」
- 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- 連結計算書類の「連結注記表」
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- 計算書類の「個別注記表」

従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.livero.co.jp/ir/stock/meeting>)
及び東証ウェブサイト
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)
において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会においては、株主総会資料について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.livero.co.jp/ir/stock/meeting>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）又はコード（9245）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

また、本総会は、「ハイブリッド出席型株主総会」として開催いたします。本総会におきましては、当日会場にご来場いただけない株主様も、後記のインターネットの手段を用いた「バーチャル出席」の方法により株主総会にご出席いただくことができます。「バーチャル出席」につきましては、後記「ハイブリッド出席型株主総会の開催方法と議決権行使に関するご案内」及び「ハイブリッド出席型株主総会の運営について」をご参照ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができます。各議案の内容は当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト上に掲載した「第16回定時株主総会招集ご通知」株主総会参考書類（11頁から17頁）に掲載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内



書面（郵送）により
議決権を行使していただく場合

▶ 議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
2025年3月27日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。



インターネットにより
議決権を行使していただく場合

▶ 当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2025年3月27日（木曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。
なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合

▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。「バーチャル出席」の株主様は、7頁から10頁の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

記

1 日 時	2025年3月28日（金曜日）午前10時 ※受付開始時刻は、午前9時30分を予定しております。 ※バーチャル出席によるアクセス可能時刻は、午前9時を予定しております。
2 場 所	東京都港区芝公園三丁目5番4号 The Place of Tokyo 地下2階 The Banquet ※会場ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。
3 目的事項	報告事項 1. 第16期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第16期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

- 4 招集にあたっての決定事項**
- (1)書面による議決権行使の場合
議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年3月27日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成としてお取扱いいたします。
 - (2)インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2025年3月27日（木曜日）午後6時までに行使してください。
 - (3)インターネットと書面により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
 - (4)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的な方法により当社にご通知ください。

◎当日会場にてご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、「バーチャル出席」によりご出席される場合は、後記「ハイブリッド出席型株主総会の運営について」に従い、所定の方法によりシステムにログインくださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様であって、当日会場ご出席される方1名に委任する場合に限られます。ただし、「バーチャル出席」の方法によるご出席は、後記「ハイブリッド出席型株主総会の開催方法と議決権行使に関するご案内」のとおり、株主様ご本人に限定しておりますので、あらかじめご了承ください。

◎当社は、法令及び定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を書面交付請求された株主様に交付する書面には記載しておりません（これらの事項は、インターネット上の当社ウェブサイト

（<https://www.livero.co.jp/ir/stock/meeting>）及び東証ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）に掲載しております。）。

- ・事業報告の「新株予約権等の状況」
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ・計算書類の「個別注記表」

従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト

（<https://www.livero.co.jp/ir/stock/meeting>）及び東証ウェブサイト

（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）において、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

下記の案内に従って、議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

6頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後6時入力完了分まで



株主総会にご出席される場合

会場出席の株主様は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
「バーチャル出席」の株主様は、7頁から10頁の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

日 時

2025年3月28日（金曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 倍

御中

××××年 ×月××日

（切取線）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

※書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記のいずれかの方法によってのみ可能です。

①QRコードを読み取る方法

②議決権行使コード・パスワードを入力する方法

ご利用に際しては、下記をご覧ください、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

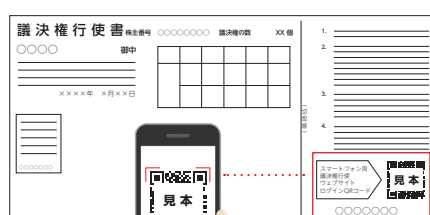
議 決 権
行 使 期 限

2025年3月27日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

①QRコードを読み取る方法「スマート行使」

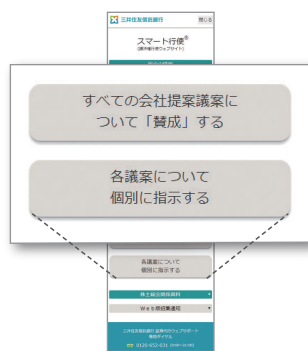
1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンで読み取ってください。

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記②のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

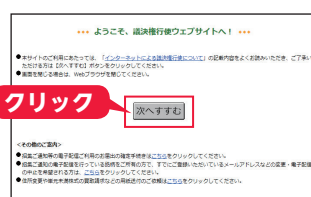
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへアクセスできます。

②議決権行使コード・パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

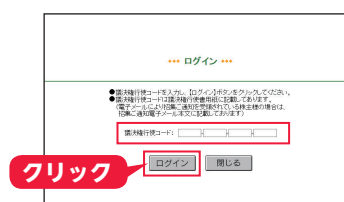
議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>



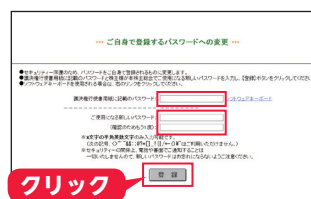
「次へすすむ」をクリック。

2 ログインする



議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック。

3 パスワードの入力



議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。「登録」をクリック。

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法等が
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 午前9時～午後9時）

ハイブリッド出席型株主総会の開催方法と 議決権行使に関するご案内

1. ハイブリッド出席型株主総会の概要

ハイブリッド出席型株主総会とは、取締役や株主様等が一堂に会する物理的な場所において開催される株主総会である「リアル株主総会」への出席に加え、リアル株主総会の開催場所にご来場いただいていない株主様が、インターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」（以下、「バーチャル出席」といいます。）をしていただくことができる株主総会です。

本総会は、ハイブリッド出席型株主総会として開催いたしますので、「バーチャル出席」される株主様（以下、「バーチャル出席株主様」といいます。）は、開催日当日にリアル株主総会の会場にてご出席いただく場合（以下、「会場出席」といい、会場出席される株主様を「会場出席株主様」といいます。）と同様、株主総会に「出席」したものととして取り扱われます。

バーチャル出席では、以下にご案内する方法により、株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただくことが可能となるとともに、ご質問及び議決権行使の機会がございます。

もっとも、システムや議事進行等の都合上、会場出席株主様と同様の取扱いが難しいことをご了承くださいますようお願い申し上げます。

2. ハイブリッド出席型株主総会の運営について

9頁から10頁の「ハイブリッド出席型株主総会の運営について」をご覧ください。

3. 議決権行使について

書面又はインターネットによる事前の議決権行使のほか、総会当日にバーチャル出席のうえ、インターネットにより議決権を行使することができます。

バーチャル出席株主様におかれましては、議事進行の様子をライブ中継でご覧いただき、議長の案内に従って議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。総会当日の議決権行使方法の詳細につきましては、9頁から10頁の「ハイブリッド出席型株主総会の運営について」をご参照ください。

4. ご質問について

バーチャル出席の場合、インターネットを通じてご質問いただくことができます。ご質問の方法は、議長の指定する方法に従い、当社指定の本総会専用のウェブサイトより、テキストにて本総会の目的事項に関するご質問事項をご入力いただく形で行っていただきます。総会当日のご質問の方法の詳細につきましては、9頁から10頁の「ハイブリッド出席型株主総会の運営について」をご参照ください。

ご質問につきまして1問あたりの文字数は150文字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握できるよう、簡潔な入力にご協力をお願い申し上げます。なお、当日のご質問につきましては、本総会の目的事項に関するご質問であって、他のご質問と重複しないものを中心に上げることといたしますが、いただいたご質問のすべてに回答できない場合がございます。同様のご質問等の繰り返しや、膨大な文字量のテキストデータの送信、本総会の目的事項と無関係な内容や、プライバシー又は名誉を害するものその他不適切な内容を含むご質問等の送信等、株主の皆様との貴重な対話の場である本総会の趣旨に反する場合や、本総会の議事の進行やシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただきます場合がございます。

また、本総会の目的事項に関しまして、事前にご質問いただくこともできます。株主様のご関心が高い事項につきましては、本総会で取り上げたうえで、ご説明をさせていただきます予定です。

事前のご意見、ご質問等のご入力方法につきましては、9頁から10頁の「ハイブリッド出席型株主総会の運営について」をご参照ください。

5. 動議について

動議につきましては、株主総会の手続に関するもの及び議案に関するものを含めてすべて、バーチャル出席株主様からの提出は受け付けないこととさせていただきます。動議を提出する可能性がある株主様におかれましては、会場出席をご検討いただきますようお願い申し上げます。

また、当日、会場出席株主様から動議が提出された場合等、本招集ご通知に記載のない件について採決が必要になった場合には、バーチャル出席株主様は、事前に書面又はインターネットにより議決権を行使して当日ご出席されない株主様の取扱いに準じて、棄権又は欠席として取り扱うことになりますことをご了承くださいますようお願い申し上げます。動議の採決への参加を希望される株主様におかれましては、会場出席をご検討いただきますようお願い申し上げます。

動議以外の手続的事項につきましても、会場出席株主様（委任状によるご出席を含みます。）にお諮りすることで進めさせていただきますことをご了承くださいますようお願い申し上げます。

6. 通信環境等についての注意事項

バーチャル出席を選択いただいた場合には、ライブ配信の画像や音声の乱れ、又は一時断絶等の通信障害やシステム障害等（以下、「障害等」といいます。）が発生する可能性があります。

本総会当日、障害等が発生し、復旧困難であることが判明した際には、事前の議決権行使及び会場出席株主様の議決権数で決議に必要な定足数が満たされていることが確認できた場合、議長の判断によりバーチャル出席を中止し、会場のみで議事を再開・進行させていただく可能性がございますことをご了承くださいますようお願い申し上げます。会場出席との取扱いの違い、障害等の可能性その他バーチャル出席を選択された場合に想定外の不利益が生じる可能性について、あらかじめご了承ください、懸念される株主様におかれましては、会場出席をご検討いただきますようお願い申し上げます。

本総会当日、障害等が発生し復旧困難であることが判明した場合等には、当社ウェブサイト情報を掲載いたします。

障害等により、バーチャル出席株主様に、万一、不利益等が発生した場合、当社としては責任を負いかねますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

7. 代理出席について

バーチャル出席は、株主様ご本人に限定しております。代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、当日会場出席される株主様1名に委任いただきますようお願い申し上げます。

ハイブリッド出席型株主総会の運営について

バーチャル出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細について、以下のとおりご案内申し上げます。総会当日に専用のウェブサイトからインターネット上で出席し、ライブ配信映像のご視聴、議決権行使の他、株主総会の目的事項に関するご質問等が可能です。

また、同サイト内より、事前のご意見、ご質問等をお受けしていますので、是非ご利用ください。

※同サイトのご利用に際しましては、以下の注意事項を必ずご一読ください。

1. 配信日時

2025年3月28日（金曜日） 午前10時～

※なお、本総会当日の午前9時頃からアクセス可能となる予定です。

2. バーチャル出席及び議決権行使のアクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/livero-16>



- ① 上記のURLをご入力いただくか、上図のQRコードを読み込み、バーチャル株主総会サイトにアクセスしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- ② 接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「基準日時点の郵便番号」及び「所有株式数」を画面表示に従ってご入力しログインしてください。

※議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「基準日時点の郵便番号」及び「所有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

※その他ご不明点に関しては下記URLよりヘルプページをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

3. 当日の議決権行使及び質問の提出方法

（1）当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示に従って、ライブ配信閲覧画面下部の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。

（2）当日の質問の方法

ログイン後、議長の指示に従って、ライブ配信閲覧画面下部の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関するご質問内容をご入力ください。なお、ご質問の文字数は150文字までとさせていただきます。

4. 事前質問について

接続先：https://web.sharely.app/e/livero-16/pre_question



上記URLをご入力いただくか、上図のQRコードを読み込み、上記「2. バーチャル出席及び議決権行使のアクセス方法」に従ってアクセス・ログインしていただき、事前質問フォームより本総会の目的事項に関するご質問内容をご入力ください。なお、文字数は150文字までとさせていただきます。

【事前受付期間】

2025年3月13日（木曜日）午前10時から2025年3月26日（水曜日）午後6時まで

※株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、総会当日にご説明させていただく予定です。

【注意事項】

◎書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様がバーチャル出席し、事前の議決権行使と重複して議決権を行使された場合には、本総会において最後に行使された内容を有効な議決権行使として取り扱うものとし、事前の議決権行使は無効といたします。また、事前に議決権行使のうえ、当日バーチャル出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できなかった場合には、なるべく多くの株主の皆様のご意見を議決権行使結果に反映させるために、事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。事前に議決権行使をせず、当日バーチャル出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権としてお取り扱いいたします。

◎株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。

◎当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処のマニュアルも準備しておりますが、ご視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断等の通信障害、並びに送信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。

◎株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良、遅延、音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。

◎ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。

◎映像や音声データの第三者への提供や、SNS等での映像の公開、転載、複製、録画、録音及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。

◎その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

【当日のログイン方法、操作方法等に関する問い合わせ窓口】

問い合わせ先：03-6683-7661（Sharelyヘルプデスク）

（受付日時：2025年3月28日（金曜日）午前9時～総会終了時まで）

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所）

現行定款	
（目的） 第2条	当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.～25.	（条文省略） （新 設） （新 設）
<u>26.～32.</u>	（条文省略）

変更案	
（目的） 第2条	（現行どおり）
1.～25.	（現行どおり）
<u>26.</u>	<u>職業安定法に基づく有料職業紹介事業</u>
<u>27.</u>	<u>労働者派遣法に基づく労働者派遣事業</u>
<u>28.～34.</u>	（現行どおり）

第2号議案

取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位及び担当	
1	かしま ひでとし 鹿島 秀俊	代表取締役社長	再任
2	なかむら かずひこ 中村 和彦	専務取締役	再任
3	よこがわ なおよし 横川 尚佳	常務取締役経営管理本部長	再任
4	くすのき たけし 楠 武史	取締役事業本部長	再任
5	おかもと やすひこ 岡本 泰彦	社外取締役	再任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

かしま ひでとし
鹿島 秀俊

(1978年9月20日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）】

2007年 5 月	株式会社インクストゥエンター入社	2013年 1 月	同 代表取締役社長（現任）
2009年 5 月	当社創業	2018年 2 月	株式会社リベロビジネスサポート代表取締役
	同 専務取締役	2024年 9 月	株式会社TANT取締役（現任） （現在に至る）

所有する当社の株式数

2,063,100株

取締役候補者とした理由

鹿島秀俊氏は、2009年に当社を創業し、当社グループの基盤を築きあげるとともに、2013年から現在に至るまで当社グループの代表取締役として経営を指揮し、その成長に貢献してまいりました。会社経営における幅広い知識と、持続的な企業価値向上のためのリーダーシップは、今後の当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数
3,000株

候補者番号

2

なか むら かず ひこ
中村 和彦

(1957年2月10日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）】

1979年 4月	殖産住宅株式会社入社	2022年 6月	同協会副会長（現任）
1993年 7月	株式会社サン・ステップ （現 住友林業レジデンシ ヤル株式会社）入社	2023年 1月	住友林業レジデンシャル株 式会社顧問
2003年 3月	同社取締役	2024年 2月	当社入社
2011年 6月	同社専務取締役	2024年 3月	当社専務取締役（現任）
2020年 7月	サプリース事業者協議会会 長（現任）	2024年 9月	株式会社TANT取締役（現 任） （現在に至る）
2020年 9月	公益財団法人日本賃貸住宅 管理協会理事（現任）		

取締役候補者とした理由

中村和彦氏は、住友林業レジデンシャル株式会社の専務取締役を長年務める等経営者としての実績並びに経験が豊富であるとともに、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会副会長及びサプリース事業者協議会会長を務める等賃貸住宅管理業に関する法制度の整備や賃貸住宅市場の整備・健全な発展に寄与してきました。同氏の豊富な経験並びに知見は、今後の当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者となりました。



所有する当社の株式数
1,421,000株

候補者番号

3

よこ がわ なお よし
横川 尚佳

(1978年6月26日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）】

2007年 5月	株式会社インクストゥエン ター入社	2009年 5月	当社創業 同 常務取締役経営管理本 部長（現任） （現在に至る）
----------	----------------------	----------	---

取締役候補者とした理由

横川尚佳氏は、2009年の当社創業以来、新規サービスの設計から運用に至るまでを担ってきた経験から経営企画及び経営管理に関する広い見識を有しております。同氏の豊富な経験と知見が、今後の当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者となりました。



所有する当社の株式数
3,700株

候補者番号

4

くすのき

楠

たけし

武史

(1977年6月26日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）】

2014年 1 月	当社入社	2018年12月	同 取締役事業本部長（現任）
	同 営業本部長		
2018年 1 月	同 執行役員営業本部長	2019年 4 月	株式会社リベロビジネスサポート代表取締役（現任） （現在に至る）

取締役候補者とした理由

楠武史氏は、2014年の当社入社以来、事業部門の責任者として当社の業績向上を牽引しており、事業の統括及び推進に関して確実な実績を残しております。同氏の事業における推進力とマネジメント能力は、今後の当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者としていたしました。



所有する当社の株式数
一株

候補者番号

5

おかもと

岡本

やすひこ

泰彦

(1961年4月6日生)

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）】

1985年 4 月	株式会社広島銀行入行	2020年 8 月	ライクスタッフィング株式会社取締役会長（現任）
1988年10月	株式会社文化倶楽部入社		ライク株式会社代表取締役
1993年 9 月	株式会社パワーズインターナショナル（現 ライク株式会社）設立 同社代表取締役社長	2023年 8 月	会長 兼 社長 グループ CEO（現任）
		2024年 5 月	ライクキッズ株式会社代表取締役社長（現任）
2020年 3 月	当社社外取締役（現任）		ライクケア株式会社代表取締役社長（現任） （現在に至る）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岡本泰彦氏は、東証プライム上場会社であるライク株式会社の代表取締役であり、保育、人材サービスと幅広い業界で経営者として会社経営・事業戦略を担ってきた経験に加え、コーポレート・ガバナンスに対する豊富な知識を併せ持つ人物であります。同氏の豊富な経験と知見は、今後の当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡本泰彦氏は社外取締役候補者であります。
3. 岡本泰彦氏が社外取締役に就任してから年数は本総会終結の時をもって5年であります。
4. 当社は、岡本泰彦氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。本議案において、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は岡本泰彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案

監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	いわだれ たけ と 岩垂 武登	—	新任
2	つちや たまき 土谷 環	社外監査役	再任 社外 独立
3	やまもと あ み 山本 有未	社外監査役	再任 社外 独立

新任

新任監査役候補者

再任

再任監査役候補者

社外

社外監査役候補者

独立

東京証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

いわだれ たけ と
岩垂 武登

(1965年10月10日生)

新任

【略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）】

1988年4月	財団法人体力づくり指導協会入会	2001年9月	日本アドバンスカードシステム株式会社（現 日本ゲームカード株式会社）入社
1995年3月	小林会計事務所入所	2022年2月	当社入社 同 経理部長（現任） （現在に至る）

所有する当社の株式数

一株

監査役候補者とした理由

岩垂武登氏は、会計事務所に長年勤めるとともに、2022年から当社の経理部長を務め、財務・会計に関する豊富な知識・経験を有しており、これらを当社の監査に活かしていただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。



所有する当社の株式数
4,350株

候補者番号

2

つちや
土谷

たまき
環

(1968年11月12日生)

再任
独立

社外

〔略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）〕

1993年4月	モルガン・スタンレー証券株式会社（現 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社）入社	2007年1月	株式会社新生銀行（現 株式会社SBI新生銀行）入行
2004年1月	アーバン・アセットマネジメント株式会社入社	2010年4月	リエゾン・マネジメント株式会社代表取締役（現任）
2005年1月	楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）入社	2018年12月	当社社外監査役（現任）（現在に至る）

社外監査役候補者とした理由

土谷環氏は、リエゾン・マネジメント株式会社の代表取締役を務める等経営者としての実績並びに証券・金融業に関する豊富な経験・知見を有しており、これらを当社の監査に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。



所有する当社の株式数
一株

候補者番号

3

やまもと
山本

あみ
有末

(1983年5月19日生)

再任
独立

社外

〔略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）〕

2010年12月	弁護士登録（東京弁護士会）	2015年10月	中村好伸法律事務所（現 中村山本法律事務所）入所
2012年6月	GMOペイメントゲートウェイ株式会社入社	2022年3月	当社社外監査役（現任）（現在に至る）

社外監査役候補者とした理由

山本有末氏は、弁護士として、コンプライアンスについての高度な能力・専門的な見識を、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。なお、同氏は、社外役員になる以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 土谷環氏及び山本有末氏は社外監査役候補者であります。
3. 山本有末氏の戸籍上の氏名は、増田有末であります。
4. 土谷環氏及び山本有末氏は、現在当社の社外監査役であります。両氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって土谷環氏が6年3カ月、山本有末氏が3年となります。
5. 当社は、土谷環氏及び山本有末氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。土谷環氏及び山本有末氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、岩垂武登氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社は土谷環氏及び山本有末氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。補欠監査役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間とします。

また、その選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

はぎ わら のぶ お
萩原 伸朗

(1953年4月1日生)

所有する当社の株式数

一株

〔略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）〕

1971年4月	日本航空株式会社入社	1999年4月	同 総務部企業法務担当
1976年4月	日本製靴株式会社（現 株式会社リーガルコーポレーション）営業担当	2011年6月	同 監査役
		2019年7月	当社常勤社外監査役（現任） （現在に至る）

補欠の社外監査役候補者とした理由

萩原伸朗氏は、上場企業の法務部門、監査役を歴任する等、豊富な知識と経験を有しており、それらを当社の監査に活かしていただけるものと判断し、補欠監査役候補者いたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 同候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 同候補者は、現在当社の社外監査役であります。同候補者の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年8カ月となります。
4. 当社は、同候補者との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。同候補者が監査役に就任した場合には、同候補者との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等を当該保険契約により填補することとしております。同候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

事業報告 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな景気回復基調で推移しました。一方、ウクライナ戦争やガザ地区を中心とした中東紛争の長期化による資源価格の高騰、物価上昇や為替相場の円安進行等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境につきましては、都道府県内外移動者数（総務省統計局2024年「住民基本台帳人口移動報告」）国勢調査（総務省）によると、2023年の1月～12月の全国の移動者数が約526万人に対し、2024年1月～12月の全国の移動者数は約520万人となりました。全国の都道府県内外の移動者は若干の減少をしましたが、当社グループが提供する移転者サポート事業のサポート件数は順調に進捗いたしました。

具体的には、2024年12月期末において不動産会社向けサービス「新生活ラクっとNAVI」を導入いただいた不動産会社は1,345社、法人企業向けサービス「社宅ラクっとNAVI」を導入いただいた法人企業は3,713社と、前年に引き続き新規顧客獲得が好調に推移しました。引越会社向けサービスにおきましては、資材の共同購買に加え、ダンボール広告「HAKO-Ad（ハコアド）」、及び引越業務の一元管理が可能な新サービス「HAKO-Tec（ハコテック）」の提供数が順調に伸びております。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、獲得法人企業及び獲得転貸管理戸数が堅調に推移した結果、売上高は3,586,529千円（前連結会計年度比23.6%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は455,340千円（前連結会計年度比154.9%増）、経常利益は474,467千円（前連結会計年度比164.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は338,921千円（前連結会計年度比226.1%増）となりました。

なお、当社グループは、移転者サポート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

連結業績

売上高	営業利益
35億86百万円	4億55百万円
経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
4億74百万円	3億38百万円

サービス別業績

	不動産会社向けサービス	法人企業向けサービス	引越会社向けサービス
売上高	17億17百万円	16億26百万円	2億42百万円
売上原価	5億77百万円	1億23百万円	32百万円
売上総利益	11億40百万円	15億02百万円	2億10百万円

サービス概要

不動産会社向けサービス	法人企業向けサービス	引越会社向けサービス
【新生活ラクっとNAVI】 お部屋が決まった入居者からの転居に関する（電気・ガス・インターネット等のライフラインについて）ご相談を、不動産会社に代わり対応するサポートサービスです。	【ワンコイン転勤社宅】 法人企業の従業員の転勤に伴う、お部屋探しや、引越し等のご相談を、法人企業の担当者に代わりサポートする社宅サービスです。 【ベネフィット社宅】 従業員が個人で借りているお部屋を、会社から見積り取得、料金交渉等を転居者に代わって行うサービスです。 【ヘヤワリ】 入居者の家賃が「毎月2,000円」最大2年間割引になるサービスです。煩雑な契約手続きも電子契約にて簡単に行うことが可能です。 【TANT・TANTGLOBAL】 総フォロワー数2,000万を超えるTikToker ネットワークで国内外の法人企業のPR活動を支援します。	【HAKOPLA】 引越会社同士のマッチングで引越業界の課題解決を目指した業界初の『引越しプラットフォーム』です。 【引越しラクっとNAVI】 当社のコンシェルジュが、複数の引越会社から見積り取得、料金交渉等を転居者に代わって行うサービスです。

サービス別指標

		クライアント (サービス依頼)	主要サポート数 (2024年12月期)	パートナー (サービス提供)
不動産会社向けサービス	新生活ラクっとNAVI	不動産事業者等 1,345社	累計サポート数 339万件	不動産事業者 676社
法人企業向けサービス	社宅ラクっとNAVI	法人企業等 3,713社	累計サポート数 26.6万件	引越事業者 221社
	ヘヤワリ	法人企業等 807社	-	ライフライン提供事業者 93社
引越会社向けサービス	HAKOPLA (ハコプラ)	参加事業者 154社	案件マッチング 5.2万件	参加事業者 154社

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備投資等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第13期 (2021年12月期)	第14期 (2022年12月期)	第15期 (2023年12月期)	第16期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売 上 高 (千円)	2,376,765	2,555,046	2,900,886	3,586,529
経 常 利 益 (千円)	345,990	77,982	179,108	474,467
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	239,008	50,781	103,944	338,921
1 株当たり当期純利益 (円)	48.66	9.57	19.85	64.77
総 資 産 (千円)	3,051,865	3,460,290	4,396,057	5,826,831
純 資 産 (千円)	1,835,865	1,892,517	1,894,432	2,251,333

(注) 1. 2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。この株式分割が第13期の期首に行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第13期 (2021年12月期)	第14期 (2022年12月期)	第15期 (2023年12月期)	第16期 (当事業年度) (2024年12月期)
売 上 高 (千円)	2,364,535	2,578,846	2,916,879	3,537,280
経 常 利 益 (千円)	303,352	72,134	174,252	441,301
当 期 純 利 益 (千円)	206,701	46,396	100,539	317,028
1 株当たり当期純利益 (円)	42.08	8.74	19.20	60.59
総 資 産 (千円)	2,448,557	2,406,551	2,544,223	3,226,864
純 資 産 (千円)	1,813,891	1,866,159	1,864,669	2,199,677

(注) 1. 2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。この株式分割が第13期の期首に行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社リベロビジネスサポート	100	100.0	社宅管理事業における宅地建物取引業
株式会社TANT	50	100.0	PR事業、SNS事業関連のコンサルティング・運用代行サービス

(注) 2024年9月30日に、株式会社TANTを設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、新生活を迎える人とサービスを提供するパートナー企業双方の『困った困ったを、良かった良かったに。』に変えていくことを経営理念として掲げております。新生活を迎える際に直面する「困った」を的確に抽出し、新生活サービスプラットフォームを通じて解決することで「良かった」に変えていくことにより、顧客とパートナー企業の信頼を高めて企業価値を向上してまいります。

上記経営理念のもと、急速に変化する市況に対応するため、当社グループでは以下の課題に取り組み、事業の拡大に努めてまいります。

① 事業基盤の強化

当社グループの基盤事業である「新生活ラクっとNAVI」及び「社宅ラクっとNAVI」においては、さらに利用者を増加させるとともにサポートの品質向上が最重要事項であると考えております。利用者増加のため、法人企業の契約獲得に注力し、当社グループが管理する社宅戸数を増加させることにより、強固な事業基盤構築を目指してまいります。

② パートナースhipsの拡大

当社グループの事業運営においては、サポート実施時に具体的な業務を担当する不動産事業者、引越事業者、新電力事業者、ガス小売事業者、インターネット回線事業者等多くの事業者との連携が必要不可欠となっております。移転者サポート事業の継続的な発展のために引き続き事業者とのパートナーシップの拡大を図ってまいります。

③ デジタル連携の推進

当社グループでは新生活関連サービスのデジタル化及びワンストップ化の推進が必要であると考えております。政府や民間事業者と連携して、引越しに伴う手続きの負担を軽減し、手続漏れを防止するため引越しワンストップサービスの実証実験に参加する等の取組みを実施してまいりました。また、クラウド賃貸契約サービスにおける転貸借契約の電子化を起点として、不動産業界のデジタル化や新技術の活用を推進してまいります。

④ 新規事業の開発と推進

当社グループの収益源の多様化並びに継続的な成長・拡大を図るためには、新規事業の開発と推進が不可欠であります。「新生活ラクっとNAVI」「社宅ラクっとNAVI」「HAKOPLA（ハコプラ）」に続く新たな事業を企画すると共に、「ベネフィット社宅」「ヘヤワリ」「HAKO-Ad（ハコアド）」や、引越業務の一元管理システム「HAKO-Tec（ハコテック）」等、新サービスの開発を推進し、事業間シナジーの最大化を目指してまいります。

⑤ 組織体制の整備

当社グループは、今後の事業拡大及び事業基盤の強化を図るにあたり、優秀な人材の確保及び従業員の育成が重要であると考えております。そのため、これまで同様継続して従業員の育成に注力し、事業規模に応じて組織体制の整備を進めてまいります。

⑥ 情報管理体制の強化

当社グループは、多くの個人情報並びに機密情報を有しているため、情報管理の徹底が重要であると考えております。当社及び子会社においては、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得し、同制度に基づく情報管理体制を構築・運営しております。今後につきましても、PDCAサイクルに基づく管理体制の継続的な見直しと改善、従業員を対象とした社内研修を通じて情報管理体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社グループは、移転に伴う新生活関連サービスという幅広い市場をターゲットとして、新生活サービスプラットフォームの構築と提供を通じて、当該市場におけるお部屋探し、引越し、新電力、ガス小売事業者が販売するガス、インターネット回線等のライフラインの手配、また法人企業においては社宅管理等をワンストップで提供し一元管理することで、新生活を迎える方へのサポートに加えて、新生活に関わる不動産事業者や引越事業者、ライフライン提供事業者等の幅広いニーズに応える事業を展開しております。

なお、当社グループは、移転者サポート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年12月31日現在)

① 当社

本社	東京都港区虎ノ門三丁目8番8号
大阪支店	大阪府大阪市北区豊崎三丁目2番1号

② 子会社

株式会社リベロビジネスサポート	東京都港区虎ノ門三丁目8番8号
株式会社TANT	東京都港区虎ノ門三丁目8番8号

(7) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
移転者サポート事業	153名 (146名)	12名増 (18名減)

(注) 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時従業員は () 内に人数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
152名 (146名)	12名増 (18名減)	35.3歳	4.5年

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時従業員は () 内に人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 19,120,000株
- ② 発行済株式の総数 5,254,291株 (自己株式100,059株を除く)
- ③ 株主数 1,330名
- ④ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
鹿島 秀俊	2,063,100	39.3
横川 尚佳	1,421,000	27.0
株式会社ベネフィット・ワン	455,000	8.7
MSIP CLIENT SECURITIES	128,000	2.4
株式会社ラストワンマイル	72,000	1.4
株式会社HITEN	70,000	1.3
李 秀礼	65,000	1.2
リベロ取引先持株会	61,531	1.2
森山 榮治	42,000	0.8
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	37,400	0.7

(注)当社は、自己株式100,059株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鹿島 秀俊	株式会社TANT 取締役
専務取締役	中村 和彦	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会副会長 サプリース事業者協議会会長 株式会社TANT 取締役
常務取締役	横川 尚佳	経営管理本部長
取締役	楠 武史	事業本部長 株式会社リベロビジネスサポート 代表取締役
取締役	岡本 泰彦	ライク株式会社 代表取締役会長兼社長グループCEO ライクキッズ株式会社 代表取締役社長 ライクケア株式会社 代表取締役社長 ライクスタッフィング株式会社 取締役会長
常勤監査役	萩原 伸朗	－
監査役	土谷 環	リエゾン・マネジメント株式会社 代表取締役
監査役	山本 有未	弁護士

- (注) 1. 取締役岡本泰彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役萩原伸朗氏、土谷環氏及び山本有未氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山本有未氏の戸籍上の氏名は、増田有未であります。
4. 監査役土谷環氏は、証券・金融業での業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2024年3月28日付で、中村和彦氏は専務取締役に就任いたしました。
6. 当社は、社外取締役岡本泰彦氏、社外監査役萩原伸朗氏、社外監査役土谷環氏及び社外監査役山本有未氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社役員（取締役及び監査役）並びに管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社訴訟、株主代表訴訟等により被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償等の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年9月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

① 取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る基本方針

取締役の報酬が、経営責任の明確化及び企業価値の持続的な向上へのインセンティブとして機能するよう、株主利益との連動を念頭に置いた報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定は、各職責に応じた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、金銭報酬である月額固定報酬及び業績連動報酬たる決算賞与並びに非金銭報酬であるストックオプションとで構成する。

② 金銭報酬に関する個人別の報酬等の額に係る決定方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

月額固定報酬は、当社グループの業績（連結営業利益を指標とする。以下、同様とする。）及び担当業務における各取締役の貢献・実績に基づき、役位・職責、当社の連結業績その他会社の業績等を総合的に勘案して報酬等の額の算定を行い、下記「⑥ 取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法」に従い決定するものとする。

③ 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬たる決算賞与については、当社グループの業績が著しく向上し、期初計画を上回る連結営業利益を計上した場合において、役位・職責、当社の業績等を総合的に勘案して額の算定を行い、下記「⑥ 取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法」に従い決定するものとする。なお、決算賞与を支給する場合は、年1回定時株主総会後に支給するものとする。

④ 非金銭報酬等の内容及び額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬たるストックオプションの支給する数については、役位・職責、在任年数に応じて、他社水準や経済情勢を考慮しながら総合的に勘案し、下記「⑥ 取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法」に従い決定し、一定の時期に支給するものとする。

⑤ 金銭報酬の額、非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬である月額固定報酬及び業績連動報酬たる決算賞与並びに非金銭報酬であるストックオプションの種類ごとの比率については当面は定めないこととするが、当社と同程度の事業規模又は関連する業種・業態に属する企業を参考とする。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法

個人別の報酬等の額は、取締役報酬に関する内規に従い、代表取締役が起案のうえ、取締役会の決議により決定するものとする。なお、取締役会での決議に先立っては、代表取締役は社外取締役及び監査役会に意見を求め、意見がある場合にはその意見を踏まえたうえで起案する。

ロ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役報酬に関する内規に従い代表取締役が原案を作成後、社外取締役及び監査役会に意見を求め、意見がある場合にはその意見を踏まえたうえで取締役会に上程していることから、当該方針に沿うものであると取締役会が判断しております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	107,403 (6,000)	107,403 (6,000)	— (—)	— (—)	5 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	10,413 (10,413)	10,413 (10,413)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	117,816 (16,413)	117,816 (16,413)	— (—)	— (—)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2022年3月25日開催の第13回定時株主総会において、賞与を含めて年額200,000千円以内（うち、社外取締役分30,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2022年3月25日開催の第13回定時株主総会において、賞与を含めて年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役岡本泰彦氏は、ライク株式会社の代表取締役会長兼社長グループCEO、ライクキッズ株式会社並びにライクケア株式会社の代表取締役社長、及びライクスタッフィング株式会社の取締役会長であります。

ライク株式会社は、当社の「社宅ラクっとNAVI」を利用しております。なお、具体的な取引条件につきましては、他の関連を有しない取引先と同等の条件となっております。

ライクキッズ株式会社、ライクケア株式会社及びライクスタッフィング株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

- ・社外監査役土谷環氏は、リエゾン・マネジメント株式会社の代表取締役であります。リエゾン・マネジメント株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の内容
取締役 岡本 泰彦	当事業年度の取締役会16回のうち15回に出席し、上場会社の経営者として企業経営及びコーポレート・ガバナンスに関する幅広い知見を活かし、経営全般に対して、リスクマネジメントの観点から積極的に意見・提言等を行うとともに、必要に応じて経営陣に適宜報告を求める等、監督機能の役割を果たしております。
監査役 萩原 伸朗	当事業年度の取締役会16回のすべて、また監査役会14回のすべてに出席し、上場会社の法務部門、監査役を歴任した経験と培った知見を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 土谷 環	当事業年度の取締役会16回のすべて、また監査役会14回のすべてに出席し、証券・金融業に関する豊富な経験・知見を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 山本 有未	当事業年度の取締役会16回のうち15回、また監査役会14回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 Mooreみらい監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬）	28,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3 | 剰余金の配当等の決定に関する方針 |

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、剰余金の配当等の決定に関する方針を変更し、事業上獲得した資金については事業拡大のための成長投資に充当することを最優先としつつ、同時に株主への利益還元を経営上の最重要課題と位置付け、配当性向30%を目安に総合的に考慮し決定することといたしました。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本としております。配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。なお、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる」旨、並びに「期末配当及び中間配当の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針並びに当事業年度の業績等を考慮し、1株当たり18円の普通配当とすることにいたしました。加えて、当社は2024年5月で創立15周年を迎えたことを記念して、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するため、当期の期末配当において、1株当たり12円の記念配当を実施することといたしました。これにより、当期の期末配当金は、普通配当と記念配当を合わせ、1株当たり30円となりました。

また、次期の配当金は、期末配当として1株当たり30円を予定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年12月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	4,166,720
現金及び預金	1,914,388
売掛金	439,004
前渡金	1,484,982
その他	328,445
貸倒引当金	△100
固定資産	1,660,111
有形固定資産	30,763
建物附属設備	7,312
車両運搬具	14,090
器具及び備品	9,360
無形固定資産	238,600
投資その他の資産	1,390,747
投資有価証券	1,650
株主、役員又は従業員に対する 長期貸付金	29,587
長期前払費用	320,650
繰延税金資産	53,342
敷金及び保証金	935,214
その他	50,784
貸倒引当金	△482
資産合計	5,826,831

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,313,183
買掛金	247,037
未払金	232,593
未払費用	145,848
前受金	1,443,011
未払法人税等	116,024
株主優待引当金	8,110
その他	120,558
固定負債	1,262,314
預り敷金及び保証金	429,415
長期預り金	818,875
資産除去債務	3,591
その他	10,433
負債合計	3,575,498
純資産の部	
株主資本	2,249,342
資本金	433,298
新株式申込証拠金	384
資本剰余金	438,298
利益剰余金	1,481,267
自己株式	△103,905
新株予約権	1,991
純資産合計	2,251,333
負債・純資産合計	5,826,831

連結損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	3,586,529
売上原価	732,779
売上総利益	2,853,750
販売費及び一般管理費	2,398,409
営業利益	455,340
営業外収益	19,810
受取利息	562
業務受託料	12,900
受取地代家賃	3,550
その他	2,798
営業外費用	683
支払利息	563
その他	120
経常利益	474,467
税金等調整前当期純利益	474,467
法人税、住民税及び事業税	143,565
法人税等調整額	△8,019
当期純利益	338,921
親会社株主に帰属する当期純利益	338,921

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	2,627,085
現金及び預金	1,344,824
売掛金	446,355
前払費用	51,799
未収入金	268,108
関係会社短期貸付金	500,000
その他	16,097
貸倒引当金	△100
固定資産	599,778
有形固定資産	30,763
建物附属設備	7,312
車両運搬具	14,090
器具及び備品	9,360
無形固定資産	238,253
ソフトウェア	172,246
ソフトウェア仮勘定	65,556
その他	450
投資その他の資産	330,762
投資有価証券	1,650
関係会社株式	150,000
株主、役員又は従業員に対する 長期貸付金	29,587
敷金及び保証金	95,634
繰延税金資産	53,188
その他	1,184
貸倒引当金	△482
資産合計	3,226,864

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,013,162
買掛金	256,514
未払金	379,597
未払費用	145,848
未払法人税等	105,875
預り金	56,397
株主優待引当金	8,110
前受金	6,416
その他	54,402
固定負債	14,024
資産除去債務	3,591
その他	10,433
負債合計	1,027,187
純資産の部	
株主資本	2,197,685
資本金	433,298
新株式申込証拠金	384
資本剰余金	438,298
資本準備金	424,298
その他資本剰余金	14,000
利益剰余金	1,429,611
その他利益剰余金	1,429,611
繰越利益剰余金	1,429,611
自己株式	△103,905
新株予約権	1,991
純資産合計	2,199,677
負債・純資産合計	3,226,864

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	3,537,280
売上原価	821,360
売上総利益	2,715,920
販売費及び一般管理費	2,353,078
営業利益	362,841
営業外収益	79,143
受取利息	6,208
業務受託料	66,900
その他	6,034
営業外費用	683
支払利息	563
その他	120
経常利益	441,301
税引前当期純利益	441,301
法人税、住民税及び事業税	132,138
法人税等調整額	△7,865
当期純利益	317,028

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

株式会社リベロ
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	宇田川 和彦
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	佐藤 豊毅
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リベロの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リベロ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

株式会社リベロ
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	宇田川 和彦
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	佐藤 豊毅
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リベロの2024年1月1日から2024年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月27日

株式会社リペロ 監査役会	
常勤監査役（社外監査役）	萩原 伸 朗 ㊞
社外監査役	土 谷 環 ㊞
社外監査役	増 田 有 未 ㊞

(山本有未の戸籍上の氏名)

以 上

株主総会 会場ご案内図

会場

The Place of Tokyo - ザ プレイス オブ トウキョウ -

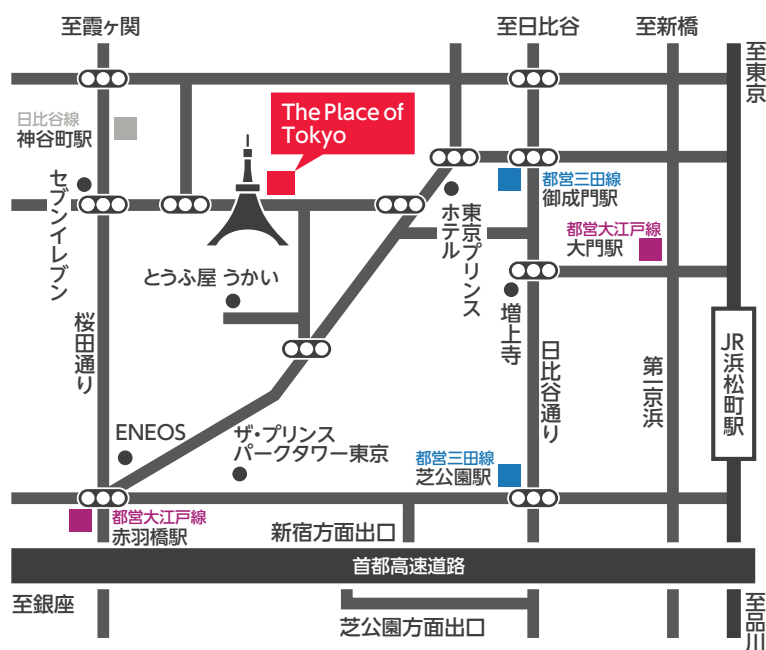
地下2階 The Banquet

〒105-0011 東京都港区芝公園三丁目5番4号

TEL 03-5733-6788

交通

- 都営大江戸線 赤羽橋 駅 赤羽橋口より 徒歩 5分
- 地下鉄日比谷線 神谷町 駅 1番出口より 徒歩 7分
- 都営三田線 御成門 駅 A1出口より 徒歩 7分



THE PLACE of TOKYO

※会場には専用駐車場はございませんので公共の駐車場をご利用くださいますようお願い申し上げます。